

○加西市総合計画審議会設置要綱

昭和60年10月 1 日訓令第21号

庁中一般

改正

平成元年4月 1 日訓令第15号

平成12年2月24日訓令第 5 号

平成12年7月 1 日訓令第34号

平成22年9月 9 日訓令第26号

加西市総合計画審議会設置要綱

(設置)

第 1 条 加西市総合計画の策定を図るため、加西市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、加西市総合計画の策定に必要な事項について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱又は任命する。

3 委員に事故があるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上のものが出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず最初の審議会は、市長が招集する。

3 昭和50年10月1日から施行の加西市基本構想策定審議会設置要綱は廃止する。

附 則 (平成元年4月1日訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年2月24日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年7月1日訓令第34号)

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月9日訓令第26号)

この訓令は、平成22年9月9日から施行する。